（サービス利用計画作成費の額等の受領）

第十二条　指定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、計画作成対象障害者等から法第三十二条第二項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2　指定相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画作成対象障害者等から受けることができる。

3　指定相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画作成対象障害者等に対し交付しなければならない。

4　指定相談支援事業者は、第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第十三条　指定相談支援事業者は、指定相談支援を提供している計画作成対象障害者等が当該指定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）から当該指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画作成対象障害者等及び当該指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（サービス利用計画作成費の額に係る通知等）

第十四条　指定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定相談支援に係るサービス利用計画作成費の支給を受けた場合は、計画作成対象障害者等に対し、当該計画作成対象障害者等に係るサービス利用計画作成費の額を通知しなければならない。

2　指定相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画作成対象障害者等に対して交付しなければならない。

（指定相談支援の具体的取扱方針）

第十五条　指定相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　指定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二　指定相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

三　相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四　相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五　相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六　相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

七　相談支援専門員は、前号に規定するアセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八　相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成しなければならない。

九　相談支援専門員は、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス利用計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十　相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

十一　相談支援専門員は、サービス利用計画を作成した際には、当該サービス利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

十二　相談支援専門員は、サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十三　相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも、一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

十四　相談支援専門員は、計画作成対象障害者等が、支給決定の変更の決定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十五　第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

十六　相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十七　相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

（利用者等に対するサービス利用計画等の書類の交付）

第十六条　指定相談支援事業者は、利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（計画作成対象障害者等に関する市町村への通知）

第十七条　指定相談支援事業者は、指定相談支援を受けている計画作成対象障害者等が偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。